

(写し)

浜松市告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成25年2月1日から本市内の町の区域を次のとおり変更することについて、同条第2項の規定により告示する。

平成25年1月9日

浜松市長 鈴木康友

1 中区和合町字瓦屋下に編入する区域

泉町字助八600、泉町字助八604の7及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部